

# 滋賀県営都市公園指定管理者募集要項

【共 通 編】

令和元年 8月

滋賀県土木交通部

都市計画課

目 次【共 通 編】

1	指定管理者の募集について	1
2	都市公園の概要	1
	(1) 指定管理者を募集する公園グループ	
	(2) 都市公園の名称及び所在地	
	(3) 都市公園の目的・役割、基本的な運営方針、施設の内容等	
3	本業務にあたり遵守すべき関係法令	1
4	指定管理者が行う業務の範囲等	2
	(1) 業務の範囲	
	(2) 管理業務の範囲外の業務	
	(3) その他	
5	指定予定期間	4
6	管理業務を行う際の条件等	4
	(1) 管理業務に要する経費	
	(2) 管理運営方針	
	(3) 管理の水準	
	(4) 指定管理者と県とのリスクの分担	
	(5) その他管理業務を行うに当たって指定管理者が留意しなければならない事項	
	(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	
	(7) 事業計画および事業報告	
	(8) 管理業務の状況把握および評価	
	(9) 備品の帰属	
	(10) 調査	
	(11) 管理業務を実施するに当たっての注意事項	
	(12) 提供した資料の取扱い	
7	申請の手続	15
	(1) 募集要項の配布	
	(2) 申請者の備えるべき資格等	
	(3) 申請の方法	
	(4) 質問事項の受付	
	(5) 説明会の実施	
8	申請に際しての留意事項	20
	(1) 失格または無効	
	(2) 申請内容の変更	
	(3) 著作権の帰属等	
	(4) 申請の辞退	
	(5) 費用の負担	
	(6) 情報公開	
	(7) その他	
9	指定管理者の指定等	21
	(1) 指定管理者の候補者の選定	
	(2) 選定に当たっての審査方法等	
	(3) 指定管理者の指定方法	
10	指定管理者指定後の手続	22
	(1) 協定の締結	
	(2) 引継ぎ	
	(3) その他	
11	スケジュール	23
12	問合せ先	24
	別 記	25
	別表 1 指定管理者を募集する公園	26
	別紙 1 都市公園 審査の基準	(別紙)
	別紙 2 公園概要	27

- 資料 1 滋賀県都市公園管理業務共通仕様書
- 資料 1 - 1 特記仕様書（奥びわスポーツの森）
- 資料 2 過去3か年の使用料収入および減免の実績（奥びわスポーツの森）
- 資料 3 管理料参考額の詳細および県支出金の支出実績額・内容（内訳）
- 資料 4 特定公園施設利用者数と全体の公園利用者の推移
- 資料 5 備品一覧表
- 資料 6 都市公園トイレ一覧表
- 資料 7 電気水道契約一覧表
- 資料 8 協定例
- 資料 9 公園に関する防犯上の指針

申請様式集（奥びわスポーツの森）

図面

## 1 指定管理者の募集について

公の施設の管理主体については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、民間事業者を含む法人その他の団体も指定管理者として施設の管理を行うことができるようになりました。

このため、滋賀県では、県営都市公園（以下「都市公園」といいます。）について、住民サービスのさらなる向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入することとし、この要項により指定管理者を募集します。

特に、申請にあたっては以下の点を十分考慮した利用促進、公園管理を行うための事業計画書の提出を求めます。

- ①既存施設の有効活用や魅力的な自主事業の積極的な展開など、多様な利用者ニーズに対応した公園運営
- ②閑散時期や活用の少ないエリアの有効活用（特定公園施設、樹林地エリアについて）に配慮した公園管理

## 2 都市公園の概要

### (1) 指定管理を募集する公園グループ

奥びわスポーツの森

### (2) 都市公園の名称及び所在地

別表 1 のとおり

### (3) 都市公園の目的・役割、基本的な運営方針、施設の内容等

別紙 2 のとおり

## 3 本業務にあたり遵守すべき関係法令

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（以下「法」といいます。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- (4) 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）
- (5) 都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省第 30 号）
- (6) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (7) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- (8) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (9) 滋賀県都市公園条例（昭和 53 年滋賀県条例第 13 号）（以下「条例」といいます。）
- (10) 滋賀県都市公園条例施行規則（昭和 53 年滋賀県規則第 26 号）（以下「規則」といいます。）

- (11) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成 14 年滋賀県条例第 52 号）
- (12) 滋賀県行政手続条例（平成 7 年滋賀県条例第 40 号）（以下「行政手続条例」といいます。）
- (13) 滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）（以下「個人情報保護条例」といいます。）
- (14) 滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）
- (15) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）
- (16) その他業務に必要な法令

#### **4 指定管理者が行う業務の範囲等**

##### **(1) 業務の範囲**

概ね次の①から④までの内容に分類され、指定管理者には、公園内の施設の利用、維持、保全および運営に係る包括的な管理を行っていただきます。

なお、管理運営方針および業務内容に関する細目的事項は、別添資料 1 「滋賀県都市公園管理業務共通仕様書」（以下「管理業務共通仕様書」という。） 3、および 6、ならびに別紙 2 施設の「公園概要」を参照してください。

##### ① 公園施設の維持管理業務

ア 公園施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、すべての施設を清潔かつその機能を正常に保持し管理を行っていただきます。

イ 「滋賀県 公園施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化に資する日常的な保守と計画的できめ細やかな修繕等を行い、来園者が快適かつ安全に利用ができるよう適正に維持管理を行っていただきます。

##### ② 植栽の維持管理業務

ア 公園の特性や利用形態等を踏まえ、適切に保全管理を行っていただきます。

イ 植栽地（植込地、花壇、芝生、樹木、草地等）の管理については、当初の植栽意図を踏まえ、各植物の特性に配慮した上で、良好な植栽景観を保ち、適正に維持・育成するよう管理を行っていただきます。また、現状の植栽状況等を調査把握した上で、台帳等を作成し適切に管理を行っていただきます。

##### ③ 公園の管理運営業務

公園の案内、利用指導、苦情対応、公園内の巡視、自然環境保全、事故予防、安全確保、利用促進事業およびその他公園運営に係る企画調整等の運営業務を行っていただきます。

④ その他管理上必要と認める業務を行っていただきます。

※なお、県と指定管理者の役割分担を示した表は、別添資料 1 「管理業務共通仕様書」の 15、を参照してください。

## (2) 管理業務の範囲外の業務

指定管理者は、都市公園の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫を活かして積極的に提案してください。ただし、この場合、あらかじめ都市公園法第5条、第6条および条例第2条第2項に基づく知事の許可が必要となります。

### ① 自主事業に関する留意事項

ア 「自主事業」とは、規則で定める使用料以外の料金を徴収したり売上金を得るために、指定管理者が実施する事業を指します。(例：イベント、物販等)。自主事業に要する経費に県が支払う管理に要する経費をあててはなりません。自主事業により得た収益(自主事業の総収入から総支出を差し引いた営業損益)は指定管理者の収入になります。なお、自主事業の提案にあたって収益が見込まれる場合、その収益の1/2以上は都市公園のサービス水準向上(指定管理者として求めている管理水準以上とします。)を目的とした業務に還元してください。

イ 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ県と協議し必要な許可を得なければなりません。その際、滋賀県行政財産使用料条例に定める使用料を県に支払う場合がありますが、県の施策を補完・代行する事務・事業や、琵琶湖をはじめとする滋賀県の優れた環境・資源の保全に効果を有する事業に直接使用する場合など、一定の条件を満たすことが認められれば相応する率による減免措置が受けられます。なお、自主事業が公園利用にふさわしくない場合は許可しない場合があります。

ウ 事業計画書において提案された自主事業の可否については、県と協定を締結する際に改めて協議するものとします。

なお、提案された自主事業が認められない場合に、申請自体を辞退する恐れがある場合は、必ずその旨を事業計画書に明示してください。

エ 提案された自主事業は履行の義務を負います。

## (3) その他

① 令和2年4月1日以前において、既に使用承認のあった施設利用や実施が決定している事業については、現在の管理受託者から引き継ぐこととします。

② 都市公園法に基づく占用許可等の許可に関する業務は、県が行います。

③ 自動販売機等の設置に係る行政財産の使用許可に関する業務は、県が行います。

④ 県では、自主財源の確保や施設サービスの向上を図るため、ネーミングライツ(※)の取り組みを進めています。県営都市公園においても、今回の指定期間中にネーミングライツを導入する可能性があり、その際の取扱いは次のとおりとします。

(※) ネーミングライツとは、公の施設に「企業名や商品名等を冠した愛称」を付与する権利を与える代わりに、ネーミングライツパートナー(命名権者)から対価としてネーミン

グライブ料を得る取り組みです。

ア 施設に係る印刷物やホームページでは、愛称を用いることとし、作成に要する費用は、印刷物については作成者、ホームページについてはホームページの管理者が負担するものとします。

イ 指定管理者は、イベント等の開催時に、主催者や施設利用者等に愛称を使用した広報を行うよう、周知を徹底することとします。

ウ ネーミングライツ導入に伴い、ネーミングライツパートナーの負担により、施設の看板や案内図等の表示変更や改修工事を行うことがあります。この場合、県は、事前に指定管理者と協議を行うこととします。

エ その他ネーミングライツ導入に伴い、指定管理者の業務内容等に変更が生じた場合は、県と指定管理者は業務内容等について、協議を行うこととします。

⑤ 平成 29 年度の都市公園法の改正により都市公園の更なる利活用のため「公募設置管理制度」が創設されたことから、当県においても平成 30 年度より検討に着手しています。

今回の対象施設の一部においても、指定期間中に本制度の候補地となる可能性があります。その際、指定管理業務の内容や業務範囲に変更が生じる可場合、県と指定管理者が協議のうえ変更対象とします。

## 5 指定予定期間

別表 1 のとおりとします。

① 指定予定期間は、議決後、正式に指定期間となります。

② ただし、法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずる場合があります。

## 6 管理業務を行う際の条件等

### (1) 管理業務に要する経費

都市公園の管理業務に要する経費については、施設の利用者が納める利用料金、指定管理者が管理業務等の実施に伴い収受する収入および県が支払う管理料により賄うこととなります。

#### 利用料金

ア 利用料金の収入等

施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の額については、条例に対象となる施設、区分および金額が定められていますので、その額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者において設定してください。(今後、消費税および地方消費税の税率改正や公の施設の使用料の見直し等に伴い、

指定期間中であっても、利用料金の上限である「条例 別表第2」に定める額を見直すことがあります。)

なお、利用料金の額の設定に当たっては、施設の利用率やサービスの向上につながるよう配慮してください。

#### イ 利用料金の減免

利用料金については、あらかじめ知事の承認を得た上で、指定管理者自らの判断により減免を行うことができます。

なお、現在、使用料に適用している減免基準(別添資料1「管理業務共通仕様書」の「条例 別表第2 欄外注釈に記載。))については、引き続き適用できるよう配慮してください。

ただし、減免による利用料金収入の減収については、管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。

なお、過去3か年の使用料収入および減免の実績については、別添資料2を参照してください。

### ② 管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入

管理業務を実施する中で、県以外からの助成金や寄附金収入など指定管理者が収受する収入については、指定管理者の収入となります。

ただし、県の収入とすることを条件として収受するものは除きます。

### ③ 県が支払う管理料

#### ア 管理料算定の考え方

県は、管理業務に要する経費から利用料金収入見込額および管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入の見込額を差し引いた額を、指定管理者に管理料として支払います。管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計画書において示された管理料の金額を上限として、県の予算額の範囲内で、協定において定めるものとします。

#### イ 参考額

指定期間中における管理料総額の参考額は、

147,075,000 円 (消費税および地方消費税を含む。)
---------------------------------

とし、これを目安に提案事業計画書※を作成してください。

なお、参考額の詳細および都市公園の管理運営に対する県からの支出金の過去3か年における支出額およびその内容(内訳)については、別添資料3を参照してください。

※本要項に基づいて提案していただく事業計画書のこと。

#### ウ 管理料の精算等

協定により定めた管理料は、管理業務に要した経費または利用料金その他の収入に増減があっても、原則として増額や減額はいたしません。



ただし、以下に該当する場合は増減の対象とします。

- ① 管理物件についての1件当たり100万円(消費税および地方消費税を含む。以下同じ。)以上の修繕または管理物件の効用の増加を目的とした改修で、県と指定管理者の協議により指定管理者が行うこととなったものに係る経費については、「イ 参考額」の内訳として示した金額(別添資料3参照)から増減した額を、管理料に加算し、または管理料から減額することとします。
- ② 指定管理者は県と協議で定めた各事業年度の事業計画書(以下、「年度事業計画書」とします。)のとおり指定管理業務を行います。指定管理者の責めに帰すべき事由により、この事業計画書のとおり履行されていないことが確認された場合には、県は履行されなかった部分に相当する指定管理料を支払わず、又は支払った指定管理料の返還を求めます。
- ③ 指定管理業務開始後に、公園区域の変更(開園面積の増減)や園内施設の増減等が生じた場合には、速やかに県と指定管理者で協議を行い、必要な指定管理料の変更等を行うこととします。

#### エ 管理料の支払い

管理料は、各年度ごとに県と指定管理者が協議して作成する支払計画書に従ってお支払いします。

#### オ 管理口座・区分経理

管理業務に係る収入および支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理して下さい。

#### カ 管理料積算に当たっての留意事項

管理料積算に用いる消費税および地方消費税の税率は、10%とします。なお、今後、消費税および地方消費税の税率が改正された場合は、当該改正による収入および支出への影響(利用料金の上限である「条例 別表第2(2)」に定める額が改正されたときは、当該改正による収入への影響を含む。)を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定します。

## (2) 管理運営方針

管理業務を行うに当たっては、別紙2の内容を理解の上、遵守しなければなりません。

なお、指定管理者には、創意工夫により利用者に対する質の高いサービスの提供を期待しています。

## (3) 管理の水準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は、次のとおりです。なお、管理の水準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。(10(1)参照)

### ① 特定公園施設の供用日および供用時間

供用日および供用時間は、「滋賀県都市公園条例 別表第1」のとおりとしますが、指定

管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ条例に基づく知事の承認を得て、変更することができます。

## ② 法令等の遵守

「3 本業務にあたり遵守すべき関係法令」に記載した法令のほか、指定管理者が当然に適用を受ける法令、協定書、仕様書等を遵守し、管理業務を実施してください。

## ③ 管理運営目標の達成

各施設公園においては、別紙2に示す管理運営目標を定めています。その達成に向け必要な取組を行ってください。

## ④ 善管注意義務

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、公園を常に良好な状態に管理しなければなりません。

## ⑤ サービスの向上

施設を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めることとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとします。

## ⑥ 公園の施設の維持管理および安全指導等を適切に行うこと

管理業務を行うに当たっては、利用者が快適でかつ安全に施設等を利用できるよう、植栽管理、保守点検、修繕、清掃その他の適切な維持管理を行ってください。

なお、管理施設の本来の効用を維持するために必要な修繕については、見積額が1件当たり100万円（消費税および地方消費税を含む。）以上のものについては、県の負担と責任において実施するものとし、1件当たり100万円（消費税および地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が自己の負担と責任において実施するものとします。

また、管理施設の効用の増加を目的とした改修については、県の負担と責任において実施するものとします。

ただし、県の負担と責任において実施することとなる修繕や改修についても、管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、県と指定管理者が協議の上、指定管理者に実施させることができるものとし、詳細については、協定で定めます。（この場合、所要経費については、6(1)③ウにより、精算を行います。）

## ⑦ 特定公園施設の使用許可

特定公園施設の使用許可に当たっては、県民の利用に関し公平性を確保することとします。

## ⑧ 緊急時の対応

指定管理者は、公園において施設利用者の事故や災害その他の緊急の対応を要する事態が発生した場合に現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに県に報告しなければなりません。

指定管理者は、緊急時に適切な対応をとれるよう、予め、事故・災害対策のマニュアル

や、夜間・時間外における発災等を想定した関係機関との緊急連絡網の作成、近隣の避難所等までの経路の確認等、緊急時の対応に必要な体制等を整備しなければなりません。

びわこ文化公園は、滋賀県地域防災計画により県の広域輸送拠点に位置付けられていますので、県が物資の保管や施設の利用制限等について協力を求める場合があります。

びわこ文化公園、尾花川公園は大津市から指定緊急避難所に指定されていますので、同公園が災害時に避難所として使用される場合、指定管理者は避難所の開設および運営に施設管理者として協力していただきます。

奥びわスポーツの森は、滋賀県地域防災計画により県の広域輸送拠点に位置付けられていますので、県が物資の保管や施設の利用制限等について協力を求める場合があります。

公園が所在する市の地域防災計画に位置付けられていない施設であっても、災害時には、住民等の緊急の避難等の場所となることがあり、指定管理者に避難所等の開設および運営への協力を求める可能性があります。

#### ⑨ 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い

指定管理者および指定管理者が使用する者は、管理業務を行うことにより知り得た情報を他に漏らし、または不当な目的のために利用してはなりません。

また、指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または指定管理者が使用する者が管理業務に従事しないこととなった後においても同様とします。

#### ⑩ 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）および個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

また、管理業務に従事する者は、その業務に従事しなくなった後も含め、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当に使用してはなりません。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

#### ⑪ 情報セキュリティ対策

指定管理者は、管理業務を行うに当たり、県と協議の上、別記滋賀県情報セキュリティ対策基準「委託事業者遵守事項」をもとに、別途情報セキュリティに関する遵守事項を定め、これにより、情報セキュリティ対策を講じることとします。

#### ⑫ 文書の管理・保存

管理業務を行うに当たり作成し、または取得した文書、図画、写真および電磁的記録（以下「管理文書」といいます。）は、滋賀県文書管理規程等を参考に、適正に管理・保存することとします。なお、管理文書については、指定期間終了時に、県の指示に従って引き渡しを行っていただきます。

### ⑬ 情報公開

指定管理者が保有している管理文書は、指定管理者が別途情報公開規程等を策定し、情報を公開することとします。

### ⑭ 行政手続法の適用

指定管理者が行う行政処分については、行政手続条例に基づいて行わなければならない、審査基準、標準処理期間および処分基準を定めておかなければなりません。

### ⑮ 委託の禁止

管理業務を一括して第三者に委託することはできませんが、清掃、警備といった個別の業務を第三者に委託することは可能です。ただし、この場合は、委託契約の内容、委託先（名称・所在地）、委託金額、委託期間、委託理由を県に報告し、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。なお、承認の時点で不明な事項については、事後に県へ報告してください。

あらかじめ知事の承認が必要となります。

なお、次の業務は、第三者に委託することはできません。

- ・施設の使用許可等に係る業務
- ・関係機関、関係団体等との調整業務
- ・災害または緊急時の対応業務

### ⑯ 委託契約等における暴力団の排除措置

相手方が暴力団または暴力団員と知りながら業務の委託契約や物品購入契約等を締結した場合には、指定の取消しの対象となります。

契約を行おうとする相手方が暴力団または暴力団員か否か疑わしいときには、県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に準じて排除措置を講じてください。

### ⑰ 県施設としての協力

県の事業を公園において実施しようとする場合は、優先的な予約などの協力を図っていただきます。

### ⑱ 保険への加入

施設に対する火災保険は県が付保します。

また、都市公園内の事故等により、損害が発生した場合に適用される損害賠償保険等必要な保険に県を追加被保険者として加入していただきます。保険の補償額については、別添資料1「管理業務共通仕様書」の14、(13)のとおりとします。

### ⑲ 指定管理者名等の表示

当該公園が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者としての県の連絡先を公園内に表示するとともに、案内パンフレット等にも明記していただきます。

#### (4) 指定管理者と県とのリスクの分担

指定管理者と県とのリスクの分担は、原則として次のとおりとします。

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定 管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域・住民および施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理水準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税）	○ ※利用 料金の 消費税	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税、固定資産税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
運営リスク	施設、機器等の不備もしくは施設管理上の瑕疵または火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
事業の遅延、中止	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定 管理者
書類等の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類等の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
管理物件の損傷	経年劣化によるもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
	指定管理者による管理物件の管理運営上の瑕疵によるもの		○
資料等の損傷	管理者としての注意業務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
運営費の増大	県以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保および周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
セキュリティ	警備および情報セキュリティ対策の不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合または期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用および新しい指定管理者への引継費用		○

#### (5) その他管理業務を行うに当たって指定管理者が留意しなければならない事項

##### ① 入札等による管理経費の縮減

管理業務の実施に当たり、商品・サービスを調達する場合は、入札等により管理経費の縮減に努めていただくこととします。特に、電力調達については、電力の小売が全面自由化されていることを踏まえ、入札等の実施に努めてください。

##### ② 環境配慮の推進

管理業務の実施に当たっては、電気等エネルギーの効率的利用、廃棄物の発生抑制・適正処理、リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、

環境への配慮に努めていただくこととします。なお、物品や電力を含むサービスの調達については、「滋賀県グリーン購入基本方針」を定めていることから、その内容に沿った調達に努めてください。

### ③ 職員の採用

指定管理者は、職員を採用する場合には、本人の適性や能力以外の事項を条件にすることなく、幅広く応募できるよう配慮してください。

### ④ 障害者の雇用

指定管理者は、障害者の雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号）に基づき国および地方公共団体に義務づけられている雇用率を達成できるよう努めていただきます。

### ⑤ 人権への配慮

指定管理者は、公平な採用選考や人権研修の実施など、人権に配慮した業務遂行に努めていただきます。

### ⑥ 県内事業者への配慮

管理業務を行うに当たって、委託業務の発注や物品の調達等において、県内事業者への発注に努めていただきます。

### ⑦ 管理物件の現状変更

指定管理者が、管理業務を実施するために管理物件の新設、増築、改築、移設、改造その他の現状変更をしようとするときは、あらかじめ県の承認を受けていただいた上、指定管理者の負担で実施していただきます。

なお、この場合、当該現状変更部分については、指定管理者は、将来にわたってその権利を主張できないものとします。

## (6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

① 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

② 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合またはそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出およびその実施を求めることができます。

③ 指定管理者が次の事由に該当するときは、県は、自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、その指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることができます。

・指定管理者の責めに帰すべき事由により、協定に定めた事項を履行しないとき、または履行できる見込みがないと認められるとき。

・財務状況が著しく悪化し、管理業務の遂行が困難と認められるとき。

・関係法令、条例、規則または協定の規定に違反したと認められるとき。

- ・指定管理者の指定手続および管理業務の実施に当たり、不正の行為があったとき。
  - ・管理業務に関する知事の指示に従わないとき。
  - ・管理業務に関して、知事が求めた報告を行わず、もしくは実地調査等を拒否または妨害したとき。
  - ・②において、指定管理者が当該期間内に改善計画書を提出せず、または改善計画書に定められた事項を実施しなかったとき。
  - ・著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
  - ・指定管理者募集要項に明示した申請資格を満たさなくなったとき。
  - ・その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき
- ④ 上記③により指定管理者の指定が取り消されまたは業務停止となった場合に、県に損害が発生したときは、指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。なお、指定管理者に損害や追加費用などが生じても、県は賠償等を行いません。
- ⑤ 不可抗力その他県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。
- ⑥ 指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）または指定が取り消されたときは、速やかに、管理物件を原状回復して県に引き渡すとともに、県または新たな指定管理者と十分に事務引き継ぎを行うこととします。
- ただし、原状回復について県の承認を得たときは、この限りではありません。

## **(7) 事業計画および事業報告**

### **① 事業計画**

指定管理者として指定を受けた場合、提案事業計画に基づき、実施計画、収支計画、管理運営体制等を内容とする各事業年度の事業計画書を県と調整したうえで、前年度の10月末（指定期間の初年度に係る事業計画書にあっては、県が指定する期日）までに提出し、県の承認を得てください。

なお、指定管理者として指定を受ける際に提出した提案事業計画書の内容は変更できず、原則として履行の義務を負います。

ただし、収支計画については、必要に応じて年度事業計画書の提出前に県と協議を行って変更できることとします。

また、管理運営体制については、県が不備を認めたときは修正の指示ができることとします。

### **② 事業報告**

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、年度事業計画書に記載された目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について事業報告書を県に提出することとしま



す。なお、県の定める項目については、別添資料1「管理業務共通仕様書」の11、のとおりとします。

また、事業報告書については、全部または一部公表することがあります。

## **(8) 管理業務の状況把握および評価**

### **① モニタリング**

指定管理者は、常時、管理業務の状況を把握し、日報等に記録するとともに、目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について、月例業務報告書を作成して翌月の10日までに県に報告することとします。

県は、指定管理者から提出された事業報告書、月例業務報告書の内容のほか、指定管理者に対する報告徴収、調査等の結果をもとに、管理業務の状況、指定管理者の経理の状況等を確認します。

### **② 是正勧告**

モニタリングの結果、必要と認めるときは、県は、業務の改善等必要な指示を行います。なお、改善勧告等によっても改善が見られない場合、および指定管理者が行う管理業務の内容が「管理の基準」を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すことがあります。

### **③ 利用者満足度調査等による利用者の声の把握**

指定管理者は、施設利用者の満足度、ニーズ等を把握し、管理業務に反映するため、利用者満足度や施設利用者の意見・苦情等を把握し、その結果および業務改善の状況について県に報告することとします。

### **④ 評価**

県は、指定管理者から提出された事業報告書の内容を踏まえて、管理業務の実施状況等に係る評価を実施するとともに、事業報告書に記載する改善方針と併せて対外的に公表する予定です。

なお、必要に応じて、事業報告書に加えて、改善方針に係る資料の提出を求めることがあります。

### **⑤ 県と指定管理者との意見交換**

県と指定管理者は、管理運営上の課題や評価結果等について、定期的に意見交換を実施することとします。

## **(9) 備品の帰属**

① 管理物件の備品が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、当該備品と同等の機能および価値を有するものの見積額が1件当たり100万円未満のものについては、管理料に当該経費が見込まれているものとし、指定管理者の負担で購入または調達していただきます。

- ② 備品(3万円以上(税込))の新規調達については県と協議の上、管理運営上必要であること、指定管理者が購入することが適当であると認められる場合のみ、指定管理料で購入することも可能とします。その場合、別途県が提示する様式の提出が必要です。
- ③ ①および②により購入または調達した備品の所有権は、県に帰属するものとします。

#### **(10) 調査**

知事は、法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して管理業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示を行います。

また、県の監査委員等が、滋賀県の事務を監査するために必要があると認める場合に、指定管理者に対し出頭を求め、実地に調査し、または帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

#### **(11) 管理業務を実施するに当たっての注意事項**

- ① 指定管理者が、管理業務に関する規程、要綱等を作成する場合は、県と事前に協議することとします。
- ② 協定に定めのない事項については、県と協議することとします。

#### **(12) 提供した資料の取扱い**

県が提供した資料等は、申請に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、県の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

### **7 申請の手続**

#### **(1) 募集要項の配付**

募集要項を令和元年8月23日(金)～9月27日(金)(土曜日、日曜日および祝日を除く。)に配付します。また、滋賀県ホームページからもダウンロードできます。ただし、別添資料1～9については、ホームページからダウンロードできませんので、県庁にて配布します。なお、郵便での配布は行いません。

配布場所：滋賀県庁新館5階 土木交通部都市計画課公園緑地室

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-4281

配布時間：午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 申請者の備えるべき資格等

① 指定管理者の指定を受けるための申請ができるのは、滋賀県内に主たる事務所、支店、営業所等の拠点（以下「事務所等」という。）を置くまたは置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に該当しないものに限り（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。また、滋賀県内に事務所等を置こうとする場合は、指定管理者の指定議案を県議会に提案する時までに事務所等を設置しなければなりません。）。

ア 役員等に制限行為能力者が含まれている法人等

イ 役員等に破産者で復権を得ない者が含まれている法人等

ウ 役員等に禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている法人等

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等

オ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されている法人等

カ 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等

キ 滋賀県から入札参加停止措置を受けている法人等

ク 直近の1年間に都道府県税または消費税及び地方消費税を滞納している法人等

ケ 県議会の議員、知事、副知事ならびに地方自治法第180条の5第1項および第2項に規定する委員会の委員または委員が、無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人、清算人である法人等（ただし、議会の議員以外の者については、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）

コ 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、滋賀県から指定の取り消しを受けたことがある法人等

サ 滋賀県における選定委員会で指定管理者の候補者として選定された通知を受け取った後、議会の議決までに辞退したことがあり、辞退の日から起算して1年を経過していない法人等

シ 滋賀県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した法人等

② 公園のサービス向上または管理業務の効率的実施を図る観点から必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という）が共同して申請を行うことができます。この場合は、次の事項に留意してください。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めてください。なお、代表となる法人等または構成団体の変更は、原則として認めません。

イ グループの構成団体間における管理業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で定めてください。

ウ グループの構成団体のいずれか（グループの代表者以外の構成員であって、業務の内容に照らして滋賀県内に事務所を有する必要がないと知事が認めるものを除く。）が滋賀県内に事務所等を置いていない場合（指定管理者の指定議案を県議会に提案する時までに事務所等を設置する場合を除く。）およびグループの構成団体のいずれかが①のアからシのいずれかに該当する場合は、申請することはできません。

エ 次の(3)①エに掲げる書類については、構成団体それぞれについて提出してください

※ グループでの申請の例として、造園会社、警備会社、イベント会社等を実施する会社など、それぞれ得意分野を活かした都市公園の管理運営に参加する形態が考えられます。

### ③ 複数申請の禁止

申請については、1団体につき1申請に限ります。また、グループで申請を行う場合、当該グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、または単独で申請を行うことはできません。

## (3) 申請の方法

### ① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。1 指定管理者の募集について、2 都市公園の概要に示す内容を十分に踏まえた上で申請図書を作成ください。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

グループ申請の場合、グループ構成表（様式第2号）を併せて提出してください。

イ 公園の管理運営に係る事業計画書（様式第3号）

- (ア) 法人等の概要および職員の状況等（様式3号 1）
- (イ) 管理責任者（様式3号 2）
- (ウ) 基本方針等（様式3号 3）
- (エ) 実施計画（様式3号 4）
- (オ) 公園の安全管理（様式3号 5）
- (カ) 利用促進策、利用者増への取り組み（様式3号 6）
- (キ) 地域や関係機関との連携（様式3号 7）
- (ク) 自主事業の運営（様式3号 8）
- (ケ) 利用者への対応（様式3号 9）
- (コ) 利用料金に関する考え方収支計画書（様式3号 10）
- (ク) 収支計画書（様式3号 11）

(シ) 委託業務内容（様式3号 12）

(ス) 人員体制（様式3号 13）

(セ) 人員配置計画等（様式3号 14）

(ソ) 人材の育成計画（様式3号 15）

(タ) 過去の事業実績（様式3号 16）

（疑義が生じた場合、契約書など実績を証明する書類の提出を求めさせていただく場合があります。）

(チ) 緊急時の体制および対策・防災対策（様式3号 17）

(ツ) 環境への配慮（様式3号 18）

(テ) 円滑な業務引継に向けての計画（様式3号 19）

(ト) 特記事項（様式3号 20）

#### ウ その他の書類

(ア) 法人等の定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

定款および寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等（団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類）および代表者の身分証明書を提出してください。

(イ) 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

申請日前3か月以内に取得したものを提出してください。

登記のない法人の場合は、名称および本店または主たる事業所の所在地を証明する書類を提出してください。

(ウ) 印鑑証明

申請日前3か月以内に取得したものを提出してください。

(エ) 法人等の決算関係書類

過去3か年分の事業報告書、決算書、勘定科目内訳書、その他これらに準ずる書類を提出して下さい。

新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、収支予算書またはこれに準ずる書類を提出してください。

(オ) 法人等の納税申告関係書類

直近の税務申告書の写し一式と、税務署が受付けたことが分かる書類を提出してください。

(カ) 法人等の予算関係書類

直近の会計年度の事業計画書および収支予算書を提出してください。

(キ) 団体概要書（様式第4号）

設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかる資料があれば、あわせて提出してください。団体を構成する全ての構成員の団体概要書を提出してください。

(ク) 役員名簿（役職、氏名、性別、現住所および生年月日を記載したもの。なお、商号ま

たは名称、代表者、経営者等の氏名には、必ずふりがなを付してください。)

(ケ) 都道府県税（滋賀県および本社所在都道府県）に未納がないことの証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書

新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、添付を要しません。

(ク) 誓約書（様式第5号）

申請者の備えるべき資格および申請書等の記載事項に関する誓約書を提出してください。虚偽の申請であることが判明した場合は、指定期間中であっても指定の取消しとなる場合があります。

なお、申請者の備えるべき資格のうち、暴力団排除に係る欠格要件該当の有無について、指定管理者に係る暴力団排除措置要領に基づき滋賀県警察本部に照会しますので、あらかじめ御了承ください。

## ② 提出部数

正本1部副本10部を提出してください。ただし、(ア)、(イ)、(ウ)、(オ)および(ク)については、正本1部のみを提出してください。（グループによる申請の場合は、(イ)から(ケ)までについては、構成団体ごとに提出してください。）

## ③ 提出方法

申請書類の提出は、持参または郵送とします。

[提出先] 滋賀県庁新館5階 土木交通部都市計画課公園緑地室  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-4281

## ④ 受付期間

持参の場合は、令和元年9月27日（金）および9月30日（月）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。

また、郵送の場合は、書留郵便で、9月30日（月）午後5時必着とします。

なお、電子メール、FAXでの提出は認めません。

## (4) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

### ① 受付期間

令和元年9月11日（水）から9月13日（金）の午後5時まで（必着）

※回答は締切日から土日祝日を除いた3日以内を目途に行います。

### ② 受付方法

募集要項の内容等に関する質問書（様式第7号）に記入の上、郵送（書留郵便）、FAX または電子メールにより提出してください。質問の未到着を防ぐため、事後の確認をお願いします。なお、質問書の持参は受け付けません。

[FAX番号] 077-528-4906

[メールアドレス] ha0602@pref. shiga. lg. jp

### ③ 回答方法

質問の回答は申請者間の公平を期すため、質問および回答を滋賀県ホームページにおいて公表します。なお、内容によってはお時間をいただく場合があります。(質問者名は表示しません。)

募集要項の内容等に関する質問およびその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、電話等による質問の回答は一切行いませんのでご了承ください。

## (5) 説明会の実施

説明会を次のとおり開催します。

参加を希望される団体は、説明会参加申込書(様式第8号)に記入のうえ、FAXまたは電子メールにより、令和元年9月3日(火)午後5時まで(必着)にお申し込みください。申込書の未到着を防ぐため、電話にて事後の確認をお願いします。

#### ① 開催日時

令和元年9月5日(木) 午後2時開始

#### ② 集合場所

滋賀県湖北合同庁舎1階 第一会議室(長浜市平方町1152-2)

#### ③ 説明内容

施設の説明

#### ④ その他

- ・当日、質問は受け付けません。質問については(4)のとおりです。
- ・説明会出席は必須ではありません。欠席により、審査に不利になることはありません。
- ・現地での説明は行いません。対象施設は一般に開放されている都市公園であり、自由に現地を確認することは可能です。その際、一般の利用者の妨げになる行為(無断での写真撮影や計測等)、立ち入り禁止区域への侵入は厳に慎んでいただくようお願いします。

## 8 申請に際しての留意事項

### (1) 失格または無効

以下の事項に該当する場合は、無効または失格となる場合があります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- ③ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ④ 虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑤ 滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会委員、本件業務に従事する本県職員ならびに

本県関係者に対して、本件提案についての不正な接触の事実が認められたとき。

⑥ その他不正の行為があったとき

## (2) 申請内容の変更

申請書の提出期限前に事業計画書等の記載事項の変更をする場合には、事業計画書等記載事項変更届（様式第9号）により、申請書の提出期限前に届出をしてください。

なお、提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

## (3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

## (4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、指定管理者申請辞退届（様式第10号）を提出してください。

## (5) 費用の負担

申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

## (6) 情報公開

申請書類は、滋賀県情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

## (7) その他

### ① 指定申請書等の様式

指定申請書等の提出書類は、日本産業規格のA4の大きさとしします。（ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、例外を認めます。）

7(3)①提出書類のア～ウの順序に従いファイル等に綴じて提出してください。

### ② 言語、通貨、単位等

指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

## 9 指定管理者の指定等

### (1) 指定管理者の候補者の選定

① 指定管理者の選定に当たっては、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53



号)に基づく「滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、提出された申請書等により審査を行い、(2)に記載する「審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者の候補者とします。

② 審査においては、申請者からヒアリングを行い、申請の内容を総合的に審査します。

1 申請団体あたりの説明時間は20分以内、質疑応答は20分以内とします。なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者の出席をお願いします。また、総括管理責任者として配置予定の方が必ず説明者となるようにしてください。

③ 原則として当日はその他の管理責任者(施設管理責任者および植栽管理責任者)、本社における責任者または担当者も臨席させるようにしてください。

④ ヒアリングに要する申請者の経費は、全て申請者の負担とします。

⑤ ヒアリングの日程は10月21日です。実施場所は、別途申請書に通知します。

## (2) 選定に当たっての審査方法等

選定委員会の意見を聴いて条例第9条の3第2項各号の選定基準をより具体化した審査基準その他の審査方法を定め、これに基づき、申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

選定基準は評価視点に基づき審査を行います。評価視点、選定基準ごとの審査項目、内容、配点および選定すべき候補者の決定方法は別紙1のとおりです。

なお、選定委員会の会議は非公開としますが、選定後は申請の概況(経過、申請者名等)、審査内容の概要を公表します。

また、安定的な運営が可能となる経理的基盤の審査項目において、提出された書類の審査により、経営状況等が著しく悪く指定管理期間内の業務を行うことが困難と判断された場合は、他の審査項目の評価に関わらず採用されない場合があります。

## (3) 指定管理者の指定方法

指定管理者の候補者として選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を県議会に提出し、議決後、指定管理者として指定します。なお、指定後速やかに、滋賀県公報において告示します。

## 10 指定管理者指定後の手続

### (1) 協定の締結

業務内容や管理の基準に関する細目的事項、管理業務に要する経費を賄うための管理料に関する事項について、指定管理者と知事との間で協議の上、協定を締結するものとします。

(なお、使用料の徴収については別途契約を締結します。：利用料金制を採らない場合であって、使用料の徴収事務委託を行う場合。)

協定の内容については、別添資料 8 を参考にしてください。

## (2) 引継ぎ

指定期間の初年度の 4 月 1 日から円滑に指定管理業務が実施できるよう、前管理者との間で一定期間内で、事務事業の引継ぎを行っていただきます。特に、遊具の点検状況をはじめ施設の状態や課題等確実に引継ぎを行ってください。

令和元年度中に前管理者が受けた施設利用等の予約について、予約時と同一条件での利用を保証するとともに、前受金があった場合は、前管理者から引き継ぐこととなります。

## (3) その他

① 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

② 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理者が、7 (2) ① に掲げる資格を満たさないこととなったとき。

イ 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 11 スケジュール

時 期	内 容
令和元年 9 月 5 日	説明会
9 月 11 日～9 月 13 日	質問事項の受付期間
9 月 27 日、9 月 30 日	申請書の受付期間（持参の場合）
10 月 21 日	選定委員会事業計画ヒアリング
10 月中旬	指定管理者候補者の選定
10 月下旬	審査結果通知
12 月下旬	指定管理者の議決（県議会 11 月定例会議）
令和 2 年 1 月上旬	指定管理者の指定（告示）
1 月下旬	基本協定の締結
3 月下旬	単年度協定の締結（県議会 2 月定例会議）
4 月 1 日	管理開始

## 12 問合せ先

滋賀県土木交通部都市計画課公園緑地室 担当者 松田、池野、西川、山田

住 所：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号（県庁新館5階）

電 話：077-528-4281

ファックス：077-528-4906

電子メール：[ha0602@pref.shiga.lg.jp](mailto:ha0602@pref.shiga.lg.jp)

## 別記

### 滋賀県情報セキュリティ対策基準「委託事業者遵守事項」

(データおよび入出力帳票の管理)

第1 データおよび入出力帳票を県の外部で持ち運ぶ場合または電子メール等により県へ送信する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事前に県の許可を得ること。
- (2) 鍵付きのケースへの格納、暗号化、パスワードの設定など、不正利用の防止および機密性を保持するための措置を講ずること。
- (3) 盗難、紛失等のないよう厳重に管理し、委託事業者のシステム機器以外では取り扱わないこと。

第2 データおよび入出力帳票を取り扱う作業を行う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ファイル交換プログラムが記録されたシステム機器を用いないこと。
- (2) 取り扱ったデータおよび入出力帳票は、削除または県へ返却すること。

第3 データおよび入出力帳票が委託事業者以外の外部の者により、使用または閲覧されることがないように、離席および退室時においては、端末のロックや記憶媒体、入出力帳票の容易に閲覧されない場所への保管等を行わなければならない。

(ネットワークの接続制限)

第4 委託事業者のシステム機器を県のネットワークに接続してはならない。ただし、県の許可を得た場合はこの限りでない。

(ウイルス等対策)

第5 コンピュータウイルス等の不正プログラム（以下「ウイルス等」という。）の対策に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ウイルス等対策プログラムを常時稼働させておき、委託事業者のシステム機器がウイルス等に感染していないか定期的に確認すること。
- (2) ウイルス等対策プログラムのパターンファイルは常に最新のものに保つこと。
- (3) 県とのデータまたはプログラムの受渡しを行う前には、必ずウイルス等チェックを行うこと。

別表 1

指定管理者を募集する公園

募集 単位	グループ名：募集期間	所在地	公募 面積 (ha)	種別
	公園名			
1	奥びわスポーツの森：5か年 令和2年4月1日～令和7年3月31日	長浜市 早崎町	21.3	総合
	奥びわスポーツの森			

## 公園概要（奥びわスポーツの森）

## 1 公園概要

施設設置の目的・役割	<p>公共の福祉の増進に資することを目的に設置された都市公園法第2条第1項に定める都市公園です。</p> <p>昭和47年に県政100年記念事業の一環として、休養とスポーツの場として整備された施設を、改めて昭和59年に都市公園として計画決定し多目的運動広場やプールなどの再整備を行った公園です。</p> <p>湖北地域のスポーツとレクリエーションの拠点として親しまれる公園をめざします。</p>
基本的な運営方針・維持管理の考え方	<p>スポーツ施設や広場等を適切に管理し、身近なスポーツから自然観察まで多彩なレクリエーションが楽しめる公園とします。</p> <p>震災時において救援・復興の活動拠点として適切に機能するため、指定管理者は「滋賀県総合防災計画」における位置付け等を踏まえ、必要な体制づくりに努めなければなりません。</p>
施設の所在地	長浜市早崎町1667
施設の概要	<p>公園面積 21.3ヘクタール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジターセンター（会議室、展望台）</li> <li>・多目的運動広場（夜間照明施設）</li> <li>・テニスコート（全天候型コート4面、クレーコート2面）（夜間照明施設）</li> <li>・グラウンドゴルフ場（24ホール）</li> <li>・多目的広場（防災ヘリ離着陸可能芝生広場含む）</li> <li>・駐車場 2カ所</li> <li>・倉庫 1棟</li> <li>・ゴミ集積場 1棟</li> <li>・浄化槽 1基</li> <li>・トイレ 4棟</li> <li>・遊具広場</li> </ul> <p>※その他、公園内に「長浜市立びわ体育館」があります。</p>

## 2 管理運営目標

- (1) 各特定公園施設の稼働率および利用者数を増進
  - <目標> 対前年度比2%以上向上（会議室を除く）
- (2) 都市緑化意識の向上に資するための各種催し開催およびボランティア活動の促進
  - <目標> 行事およびボランティアの参加者数1,800人/年以上

### 3 特定公園施設の維持管理・運営

#### ア. 多目的運動広場、テニスコートの維持管理・運営

利用者が快適で安全にプレイできるよう清掃などの日常整備、不陸整正、転圧などの定期整備等を行う。

#### イ. 窓口での施設利用者の受付ほか

- ・多目的運動広場、テニスコートの利用者の受付を行う。
- ・グラウンドゴルフ場の利用者の受付を行う。
- ・施設利用予定表を整理する。利用者の予約や受付については、過年度の実績および公平性に配慮し調整を行うこと。
- ・有料施設の使用料を徴収し、利用者に領収書を交付する。

### 4 その他留意事項

- ・長浜市立びわ体育館の管理受付業務を別途長浜市から受託して行う場合もあります。
- ・滋賀県地域防災計画により広域陸上輸送拠点および防災ヘリコプターの離着陸場に位置づけられています。
- ・平成 29 年度の都市公園法の改正により都市公園の更なる利活用のため「公募設置管理制度」が創設されたことから、当県においても平成 30 年度より検討に着手している。  
今回の対象施設の一部においても、指定期間中に制度の候補地となる可能性がある。その際、指定管理業務の内容に変更が生じた場合、県と指定管理者が協議のうえ変更対象とします。
- ・滋賀県では奥びわスポーツの森において、平成 30 年度より公園に関わる管理者や、利用団体等、行政、商工関係団体、観光関係団体等より構成される「滋賀県公園緑地検討協議会奥びわスポーツの森部会」（事務局：滋賀県土木交通部都市計画課）を組織し、公園の活性化や個別の課題等について意見交換を行っています。  
指定管理者はその委員に含まれているため、総括管理責任者の参加を求めます。
- ・公園内にはモロコ川から流入する水路が存在するが、近年の台風や大雨により上流部で溢水被害が生じている状況である。水路の流下阻害等が発生しないよう水路周辺の植栽管理について、配慮すること。

### 5 維持管理基本水準書

注) この基準のうち、植物管理については一つの目安であり、良好な状態が維持されれば、必ずしもこれに拘束されるものではありません。

公園名 奥びわスポーツの森

管理項目

植栽管理		単位	規模	年回数	備考
高木管理					
剪定	特殊樹木	本	1,386	随時	
病虫害防除	剪定・焼却			随時	発生時
〃	薬剤散布・注入		〃		
施肥			1 式	3 年に 1 回程度	
支柱撤去			1 式	随時	
灌水			1 式	随時	
枯損木処理			1 式	随時	
低木管理					
刈り込み		m <sup>2</sup>	5,370		
病虫害防除	薬剤散布・注入			随時	発生時
施肥	低木		1 式	3 年に 1 回程度	
芝生管理					
芝刈り		m <sup>2</sup>	33,300	6 回/年	
エアレーション			1 式	随時	
施肥			1 式	随時	

目土掛け			1 式	随時	
除草工					
除草	人力抜き取り	m <sup>2</sup>	2,000	6 回／年	
機械除草		〃	9,310	6 回／年	
管理施設工					
園内清掃	落ち葉処理含む		1 式	随時	
公衆トイレ清掃	水洗	棟	4	開園日は毎日	
遊具等施設点検			1 式	随時	
夜間照明機器点検			1 式	随時	
浄化槽保守点検			1 式	随時	
建物夜間警備			1 式	随時	
消防設備点検			1 式	随時	
空調、給排水設備点検			1 式	随時	
ビシターセンター施設点検			1 式	随時	
運営管理					
テニスコート			1 式		
多目的運動広場			1 式		
グラウンドゴルフ場			1 式		
会議室			1 式		
遊具等施設					
複合大型遊具		基	1		
健康遊具		基	3		



別紙1 《審査の基準》

評価視点1：既存施設の有効活用や魅力的な自主事業の積極的な展開など、多様な利用者ニーズに対応した公園運営

評価視点2：閉散時期や活用の少ないエリアの有効活用（特定公園施設、樹林地エリアについて）に配慮した公園管理

選定基準 (条例第9条の3第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計		
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・参加意欲があるか(総括責任者が出席し、責任をもって説明ができていないかを含む)	3 基本方針等	10	16		
		・設置目的にふさわしく、逸脱したものではないか ・施設利用の公平性が確保されているか	4 実施計画	6			
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の効用発揮	・公園の特性と課題を理解しているか ・管理運営目標の達成に向けた取り組みは適切か ・管理水準向上のための維持管理方策が示されているか	4 実施計画	10	74		
		・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・公園に関する防犯上の指針を理解し、公園の安全確保が具体的に提案されているか ・施設管理を適切に行い、公園の安全確保に対する取り組みが具体的に示されているか。	4 実施計画 5 公園の安全管理		8	
			・求めている管理水準が提案されているか ・公園施設および植栽の維持管理業務は具体的に計画されているか(時期、期間、頻度等明確に記載されているか)	6 利用促進策、利用者増への取組み		8	
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用促進方策は具体的に示されているか ・利用者の多様なニーズを的確に捉え、利用促進に繋がる計画となっているか。 ・県民参加・県民協働に対する考え方が具体的に示されているか	6 利用促進策、利用者増への取組み	10			
		・地域や関係団体との連携	・地域との連携策が具体的に示されているか ・委託業務の発注や物品の調達等について県内事業者への発注に努める取り組みが具体的に示されているか。	7 地域や関係機関との連携		12	
	・サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果		・適切な自主事業の内容となっているか(今まで以上のサービス水準が示されているか) ・自主事業の計画と当該公園の基本的な運営方針は整合しているか	8 自主事業の運営		10	
		・トラブル発生時に適切に対処し、利用者からの要望や苦情への対応方法について具体的に示されているか ・利用者の満足度を高める具体的な方策が示されているか	9 利用者への対応	8			
		・利用料金が適切に設定されているか ・利用料金収入を増やすための具体的な方策が示されているか	10 利用料金に関する考え方	8			
		3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること(3号)	・施設の管理に係る経費の額および積算根拠	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか ・経費の削減が具体的に示されているか ・収入、支出の積算と管理業務の実施計画との間で整合性が取れているか		11 収支計画書	10
				・良好な公園管理が持続的に可能かという観点から見て、収支計画の内容に妥当性があるか ・自主事業の収支が適切に計画されているか		4 実施計画書 8 自主事業の運営 10 利用料金に関する考え方 11 収支報告書 12 委託業務内容(参考資料)	20
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号)	・安定的な運営が可能となる人的能力	・本社を含めた組織体制、責任・執行体制が示されているか。 ・現場における責任者・人員配置・ローテーション等が具体的に示されているか	13 人員体制 14 人員配置計画等	10			
		・職員の指導育成、研修体制は具体的に示されているか	15 人材の育成計画	8			
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・当該公園の業務を安定確実に実行する経営規模を有しているか ・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	会社概要、会社定款、法人の登記事項証明書、財務諸表、登録証明書等	12			
		・類似施設の運営実績	16 過去の事業実績	10			
	・その他適切な運営を行うための能力(災害対策等)	・危機管理の重要性を認識し初期対応等すぐに対応できる連絡体制や緊急時のバックアップ体制が具体的に示されているか ・県の地域防災計画に基づき、台風・地震等の異常気象・災害時に防災拠点としての対応ができる体制・行動計画が具体的に示されているか。	17 緊急時の体制および対策・防災対策	10			
		・環境への配慮が具体的に示されているか ・円滑な事務引継への取り組みが具体的に示されているか	18 環境への配慮 19 円滑な業務引継に向けての計画	5			
		・自己評価、モニタリングに対する取り組み状況はどうか ・柔軟な考えでの取り組みが具体的に示されているか	20 特記事項	5			
			5				
			200	200			

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2 施設の効用の最大化」、「3 経費の削減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。